



米国会計関連情報 最近の論点

FASB—金融商品の減損、分類及び測定に関する暫定決定

2014年6月11日に開催されたボード会議において、FASBは、金融商品の減損並びに分類及び測定に関するASU (Accounting Standards Update) 案¹の再審議を継続した。

【重要な決定事項】

FASBは、減損に関するASU案に関し、以下の事項について暫定合意に至った。

- **売却目的保有の分類に振り替えられた貸付金**
振替日における原価ベースは、償却原価となる(予想信用損失に対する引当金を除く)。評価性引当金は、原価ベースが公正価値を上回る金額と同額が認識される。
- **満期保有目的または売却可能区分に分類された後に売却目的と識別された負債証券**
企業は、減損引当金を公正価値と償却原価との差額となるように調整する。
- **契約上のキャッシュフローと予想キャッシュフローとの間に重要な差異がある証券化金融資産の受益権**
減損引当金の認識及び測定は、信用が毀損している購入金融資産 (purchased-credit impaired financial asset) に関する減損のASU案によって要求されるアプローチと同じである。

分類及び測定に関するASU案について、FASBは、現行のU.S. GAAPを以下の事項に関して変更しないことを暫定的に決定した。

- 包括利益計算書における金融商品に関連する金額の表示
- 売却可能証券及び満期保有目的証券の売却または譲渡の開示

償却原価で測定する金融商品について、公正価値に関する必要な開示は以下のものに限定される。

- 主要な資産項目ごとに分割された公正価値の金額
- 公正価値の測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル(レベル1、2、または3)

¹ ASU案「金融資産及び金融負債の認識及び測定」2013年2月14日、及びASU案「金融商品—信用損失」2012年12月20日。www.fasb.orgより入手可能。

【減損】

当初認識後に売却目的と識別された貸付金

売却目的保有の分類に振り替えられた貸付金の原価ベースは償却原価となり、それは振替日における予想信用損失に対する引当金を除いた金額になる。評価性引当金として、償却原価が公正価値を上回る金額と同額を認識する。

背景及び考察

現行のU.S. GAAPでは、貸付金は売却目的保有の分類に振り替えられ、貸付金の売却が決定された場合は低価法で計上される。振替時点での評価性引当金は、原価が公正価値を上回る金額になる。「原価 (cost)」という用語は、現在はFASB Accounting Standards Codification (ASC) のマスター用語集 (Master Glossary) において定義されていないため、FASBは、振替日における原価ベースを定義する追加的なガイダンスを提供するか否かについて検討した。FASBスタッフは、予想信用損失に対する引当金を除いた償却原価を原価とすることにより、銀行規制のガイダンスと整合しなくなるとしている。ただしFASBスタッフは、銀行規制のガイダンスは発生損失モデルに基づいているため、減損に関する最終的なASUの公表後に見直す必要があるとしている。

当初認識後に売却目的と識別された負債証券

満期保有目的または売却可能区分に分類され、当初認識後に売却目的と識別された負債証券について、企業は、その減損引当金を、公正価値と償却原価との差異と同額になるよう調整することになる。

背景及び考察

FASBは過去に、満期保有目的に分類される負債証券に対し、残存期間にわたる予想信用損失モデルを適用しなければならないと決定した。売却可能区分に分類される負債証券については、公正価値が償却原価より大きいか、または償却原価と等しい場合は、予想信用損失は認識されない。公正価値が償却原価より小さい場合には、残存期間にわたる予想信用損失は当期純利益として認識される。ただし、減損の金額は、公正価値と償却原価との差額より大きくならない。

FASBは、当初認識後に売却目的と識別された負債証券について、減損をどの程度認識するかを検討し、企業がその減損引当金を、公正価値と償却原価との差額と等しくなるよう調整することを暫定的に決定した。この減損の金額(すなわち、公正価値と償却原価との差額)は、現行のU.S. GAAPにおける負債証券の一時的でない減損と同額である。

証券化金融資産における特定の受益権

契約上のキャッシュフローと予想キャッシュフローとの間に重要な差異がある証券化金融資産の受益権について、当初認識時の減損引当金は、回収が見込まれない契約上のキャッシュフローの見積りとなる。信用以外の要因による予想キャッシュフローの変動は、資産の残存期間にわたり利息収益に計上される。これは、信用が毀損している購入金融資産に対する引当金の認識及び測定について、減損に関するASU案に記載されているアプローチと同じである。契約上のキャッシュフローと予想キャッシュフローとの間に重要な差異がない証券化金融資産の受益権は、残存期間にわたる予想信用損失モデルを適用する。

背景

現行のU.S. GAAPは、証券化金融資産の受益権に関する減損及び利息の認識についてガイダンスを提供している²。これらの受益権は、分類及び測定に関するFASBの当初の決定に基づいて、当期純利益を通じて公正価値で測定する(FV-NI)ものとして分類されていたため、当初は減損に関するASU案の適用範囲から除かれていた。しかしFASBはその後、企業が現行のU.S. GAAPにおける分類及び測定の方法と整合するように受益権を分類及び測定し続けることを決定した(すなわち、満期保有目的、売却可能またはトレーディング目的)。そのため、これらの商品は適用範囲から除かれなくなっている。

減損に関するASU案における予想信用損失の見積りは、ASC Subtopic 325-40において要求されるように予想キャッシュフローではなく、契約上のキャッシュフローに基づいているため、FASBは、これら2つのキャッシュフローの金額の間に重要な差異がある受益権に関する会計処理の方法について審議を行った。

次のステップ

FASBは今後の会議において、金融資産の減損に関する審議を行う可能性が高い。

【分類及び測定】

損益計算書の表示

FASBは、包括利益計算書の金融商品に関する現行の表示規定を変更しないことを決定した。

背景及び考察

ASU案は、償却原価及びその他の包括利益を通じて公正価値(FV-OCI)で測定する金融商品に関連する金額を、損益計算書において以下のように区分表示することを要求していた。

- 取得時または発生時に認識されたプレミアム(ディスカウント)の償却(割戻し)を含む利息収益または利息費用
- 当期の金融資産に関する予想信用損失の変動
- 売却及び決済による実現利益または実現損失

FV-NIで測定する金融商品について、ASU案は、実現及び未実現の利益または損失を、損益計算書上の別の表示科目に表示することを要求していた。

公正価値測定の開示

償却原価で測定する金融商品の公正価値について要求される開示は、以下のものに限定される。

- 主要な資産分類ごとに分解した公正価値の金額
- 公正価値の測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベル(レベル1, 2または3)

² FASB ASC Subtopic 325-40 「投資—証券化金融資産の受益権」(以前のEITF論点99-20「購入した受益権及び証券化金融資産の譲渡人によって継続して保有される受益権に係る利息収益及び減損の認識」)。www.fasb.org より入手可能。

背景及び考察

FASBは、ASU案に含まれていた、償却原価で測定する金融商品の公正価値に関する以下の開示を引き継がないことを決定した。

- 利用した評価技法とインプット
- 観察不能な重要な評価インプットに関する定性的情報
- レベル3金融商品の評価プロセス

売却可能及び満期保有目的証券に関する開示

FASBは、売却可能証券及び満期保有目的証券の売却または譲渡に要求される開示を変更しないことを決定している。

背景及び考察

ASU案は、以下の事項に関する開示を要求している。

- 償却原価で計上される売却された、または売却目的と識別された証券(例: 帳簿価額純額、売却による実現利益または実現損失、及び売却の決定に至る状況)
- FV-OCIで測定する金融資産(例: 償却原価、公正価値、その他の包括利益累計額に属する利益または損失、及び売却に関連する収入並びに利益及び損失)
- 分類変更された金融資産(例: 分類変更の日付、金額、及び理由)

持分証券に関する開示

企業が実行可能性に関する例外規定を適用する、公正価値を容易に決定することが可能ではない持分投資について、FASBは、以下の事項の開示を要求することを決定した。

- 投資の帳簿価額
- 当会計年度における減損並びに観察可能及び観察不能な調整がある場合はそれらの金額

背景及び考察

検討された要因の1つは、財務諸表の利用者が、類似する投資について現行の原価法による開示に代わる開示を必要としていることであった。FASBは、企業が帳簿価額を算定する際に考慮した情報及び観察可能な価格変動による上方または下方修正を開示する必要はないと決定した。

次のステップ

FASBは、証券及び貸付金の測定区分間の分類変更に関する開示を検討するようスタッフに指示した。FASBはまた、区分処理された組込デリバティブ及びコア預金負債に関連する開示の可能性について調査するようスタッフに要請した。

【過去の再審議に関するKPMGの刊行物】

分類及び測定並びに減損のASU案に関するFASBのこれまでの暫定合意についての情報は、以下のDefining Issuesにおいて入手可能である。

- FASB—金融商品の表示及び開示に関する暫定決定(14-26)
- FASB—金融商品の分類及び測定に関する審議を継続(14-23)
- FASB—公正価値オプションを選択する金融負債の会計処理を変更(14-21)
- FASB—金融商品の公正価値オプションを維持(14-19)
- FASB—金融商品の分類及び測定に関する再審議の継続(14-13)
- FASB—金融商品の減損に関する再審議の継続(14-12)
- 金融商品の分類及び測定に関して拡大するダイバージェンス(14-5)
- 金融商品の減損と分類及び測定に関するIFRSとのコンバージェンスは達成されない見込み(13-56)
- 金融商品の分類及び測定に関する再審議—事業モデルの評価(13-53)
- 金融商品の減損並びに分類及び測定に関する再審議を開始(13-43)

また、より詳細な情報は、以下のIssues In-Depthにおいて提供されている。

- 金融商品の分類及び測定に関するFASBのモデル案の適用(13-2)
- 金融資産の信用損失に関するFASBのモデル案の適用(13-1)

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
US GAAPアドバイザー室

AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
June 2014 No. 14-28をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の特定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニュースレターの内容に関しご質問等ございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。